

喫煙禁止、休憩中は壁高く

受動喫煙防止策、企業の留意点

喫煙制限をめぐる主な企業の対応

企業名	対応
ユニ・チャーム	14年4月から外出先や移動中も含めた就業時間内の喫煙を全面禁止
リコー	15年1月から社内と就業時間内の喫煙を全面禁止
星野リゾート	喫煙者の採用はしないことを採用サイトに明記
ゴールドウイン	医療機関にかからず禁煙に取り組む従業員が「禁煙補助金申請書」を提出すれば、禁煙補助薬などの費用の約7割分(上限1万5千円)を補助金として健康保険組合が支給

ユニ・チャームやリコーなど従業員の就業時間中の喫煙を禁止する企業が増えてきている。受動喫煙の防止に加え、働き方改革の一環として非喫煙者との勤務・休憩の公平性を確保する目的もある。従業員の喫煙を制限する場合、どのような点に注意すべきなのか。石川社労士事務所(神奈川県厚木市)の石川弘子氏に聞いた。

石川社労士事務所
特定社会保険労務士

石川 弘子氏

企業は従業員の喫煙を具体的にどう制限するのですか。

「従業員の喫煙を制限するやり方はいくつかのバ

「就業時間中の従業員の喫煙を制限したり、回数を定めたりすることは企業の裁量の範囲内だ。就業規則に盛り込むこともできる。だが休憩時間まで喫煙を禁

従業員喫煙を制限する場合、就業時間と休憩時間の区別が求められる(都内のオフィス内喫煙室)



「就業時間と休憩時間」で区別する必要がある。就業時間中だけ喫煙を制限する②就業時間中でも1日何分以内と定める③休憩時間も含めて全面的に喫煙を制限する

「就業時間中の従業員の喫煙を制限したり、回数を定めたりすることは企業の裁量の範囲内だ。就業規則に盛り込むこともできる。だが休憩時間まで喫煙を禁

「就業時間と休憩時間」で区別する必要がある。就業時間中だけ喫煙を制限する②就業時間中でも1日何分以内と定める③休憩時間も含めて全面的に喫煙を制限する

自由時間線引き難しく

「喫煙者は休憩時間を多く取っているとみなして就業時間から差し引くことはできませんか。」

「考え方としては成り立つが、運用は難しいだろう。例えば喫煙中に仕事の電話がかかってきて対応した場合、完全に労働から自由になつていないので休憩時間とは言えない。喫煙中のごまかが労働から自由になつていた休憩だったかを線引きすることは難しい。喫煙者が休憩時間を多く取っているとみなして給与を一律で下げるといった対応は訴訟になったときに認められない可能性がある。」

非喫煙者に手当定義必要

「非喫煙者に手当を出したり、禁煙に成功した従業員に報奨金を出したりする場合に注意すべき点は。」

「法的な規制はないので企業の裁量でできるが、喫煙の定義が曖昧だとトラブルになる。扶養家族が増えたといったものとは違い、見えない部分が多いので定義をしっかりと運用することが必要だろう。」

「昇進や昇格は企業の裁量の範囲内なので問題ない。ただ、この場合も合理的

「禁煙に成功したら報奨金を出す場合、ほとんどの従業員が喫煙者の職場であれば不満はあまり出てこないだろう。だが非喫煙者が

「喫煙がリラックスできる時間で、それが新しいアイデアにつながるという職種があることは理解できている。工場の生産ラインのよ

「法令では定められていないため、それぞれの事情によって判断される。例えば接客のようなサービス業の場合、たばこのにおいがつづつことを避けるためといった理由であれば合理的である」とみなされる。健康を売りにする企業や火気厳禁の職場で休憩時間でも喫煙を制限することは合理的な理由になりうる。」

「法令では定められていないため、それぞれの事情によって判断される。例えば接客のようなサービス業の場合、たばこのにおいがつづつことを避けるためといった理由であれば合理的である」とみなされる。健康を売りにする企業や火気厳禁の職場で休憩時間でも喫煙を制限することは合理的な理由になりうる。」



いしかわ・ひろこ 1995年青山学院大卒。石川社労士事務所代表、特定社会保険労務士。産業カウンセラーやセクハラ防止コンサルタントの肩書も持ち、職場で起きるさまざまな労務相談を受けるほか、企業のメンタルヘルス対策にも携わる。

「採用にあたって募集要項で非喫煙者のみとすることはできませんか。」

「採用も企業の裁量なので問題はない。ただ喫煙の定義が問題になる可能性はある。自宅でしたたばこを吸わない人や、採用された後にたばこを吸い始めた人をどうするのか。喫煙者の定義をはっきりしておかないとトラブルにつながる可能性がある。」

「喫煙者が非喫煙者に対して配慮をすることが必要だ。たばこのにおいが苦手な人もいる。妊娠中たばこのにおいを避けたいという人もいるだろう。喫煙者が非喫煙者に配慮している姿勢が見られれば、職場では大きな問題にはならないのではないか。」

「2014年に労働安全衛生法が改正され、企業側に受動喫煙を防ぐ努力義務が定められた。国も分煙を促進する企業に費用の助成をしている。喫煙室を作っ

「喫煙がリラックスできる時間で、それが新しいアイデアにつながるという職種があることは理解できている。工場の生産ラインのよ

「喫煙がリラックスできる時間で、それが新しいアイデアにつながるという職種があることは理解できている。工場の生産ラインのよ

「喫煙がリラックスできる時間で、それが新しいアイデアにつながるという職種があることは理解できている。工場の生産ラインのよ

(聞き手は今井拓也)